

アイヌ学入門

Ver. 2020-08-26

宮下英明 著



本書について

本書は、

<http://m-ac.jp/>

のサイトで書き下ろしている『アイヌ学入門』を PDF 文書の形に改めたものです。

文中の青色文字列は、ウェブページへのリンクであることを示しています。

目次	
0 導入	2
はじめに	3
1 なぜ『アイヌ学入門』か	6
1.1 「アイヌ」が利己目的に使われている	7
1.2 「アイヌ」の事実が改竄されている	9
2 「アイヌ」の利己目的使用	12
2.1 "アイヌ"イデオロギー	13
2.1.1 「アイヌ民族 / 北海道先住民」	14
2.1.2 「アイヌ被虐史」	15
2.1.3 「反帝国主義」	18
2.1.4 「社会主義」	20
2.1.5 「アイヌ解放 / 窮民革命」	24
2.1.6 「階級的憎悪」(シャモヘイト)	25
2.1.7 「反エスノサイド」	27
2.2 「先住民族」立法	29
2.2.1 族議員の政治誘導	30
2.2.2 「先住民族」立法の理由	31
2.2.3 「先住民族」立法の含蓄	32
3 「アイヌ」の事実の改竄	36
3.1 改竄のスタイルの押さえ	37
3.2 「アイヌとは何か」へ	41
3.3 「運上屋とは何か」へ	43
4 アイヌとは何か	46
4.1 「アイヌ」の定義	47
4.2 「アイヌの系統」	48
4.2.1 「アイヌの系統」の意味	50
4.2.2 「系統」の数理	52
4.2.3 「アイヌの子孫」の遍在	56
4.3 同化	57
5 運上屋とは何か	60
5.1 アイヌの収入：基本給＋歩合給	61
5.2 「強制・搾取」？	67
5.2.1 囚人労働・タコ部屋労働との違い	68
5.2.2 「強制」のイデオロギー論法	71
5.2.3 「搾取」のイデオロギー論法	73
5.3 「酷使」の構造	77
6 閉じ	80
おわりに	81

アイヌ学入門

0 導入

はじめに

はじめに

アイヌ学のゴールは、『アイヌ学入門』である。

アイヌ学は、「アイヌとは何か」の探求であり、そのゴールは、知り得た「アイヌとは何か」をひとに伝えることである。

そして、ひとに伝えるその形は、『アイヌ学入門』である。

なぜなら、ひとは『入門』しか読まないからである。

これより先に進もうとする者は、理論武装しようとしている者である。

例えば、その分野を生業にしている者、即ち「学者」。

学者には「探求」だけで終わる者もいるが、それは——彼らを弁護して言えば——だれかがそのうち書くであろう『入門』へ、継いでいることになる。

『入門』を書くとは、容易な内容を書くということではない。

エッセンスを書くということである。

エッセンスは、武術でいえば「^{かた}形」である。

形は、修行のゴールである。

学術の修行のゴールもこれである。

ゴールを、『入門』に書く。

これは、背理である。

『入門』を書くとは、この背理を行うことである。

実際、『入門』は、その道についての「達観」が書かせるものである。

「達観」は、形式（「^{かた}形」）の達観である。

翻って、形式感覚が、「達観者の資質」いうものである。

この種の形式感覚は、学術に精進していれば自ずと身につくというものではない。

経験の内容と質が問題になる。

実際、身分的に「学者」であっても、「形式」を知らないままでキャリアを終えてしまう者の方が、多数派である。

アイヌ学の類を専攻していることは、『アイヌ学入門』が書ける十分条件で

はない。

『アイヌ学入門』を書かせる「達観」——これの十分条件となる「経験の内容と質」は、多様な分野を横断することになるものである。

「達観」は、即ち方法論である。

『入門』を書く者は、方法論において己を試される。——内容の方は、方法論から自ずと導かれてくるものである。

そして「経験の内容と質」が、その方法論の^{もと}因だというわけである。

1.1 「アイヌ」が利己目的に使われている

アイヌは、過去の実在である。

しかし、「アイヌ」を現存するものにして、利己目的に使う者が現れる。

これが、今日までずっと続いている。

「アイヌ」の利用は、2通りである。

一つは、政治的利用。

もう一つは、経済的利用である。

利用する者にも2通りある。

"アイヌ" を自称する者——以下 "アイヌ" と呼ぶ——と、彼らに対して "シャモ" を演じる者である。

但し, "アイヌ" は, "シャモ" に利用される (踊らされる) 格好になるのが定めである。

「アイヌ」を政治利用する者は、それぞれ独自の政治イデオロギーに即している者である。

このイデオロギーのセットを, "アイヌ" イデオロギーと呼ぶことにする。

このイデオロギーは、人民革命イデオロギーに遡る。

全体として、社会主義を基調とする。

このイデオロギーは, "アイヌ" を「窮民」として利用する。

"アイヌ" は、この利用に乗っかる。

即ち、「窮民手当」を己の利として、彼らと協力関係になる。

「アイヌ」の経済利用は, "アイヌ" の側からだと「観光アイヌ業」であり, "シャモ" の側からだと「アイヌ利権」である。

「アイヌ利権」は,「アイヌ観光」に係わるものと,「窮民手当」に係わるものの、2通りがある。

後者は, "アイヌ" イデオロギー勢力と共生関係になる。

"アイヌ" を地元におく自治体は,「アイヌ観光」「窮民手当」両方の「アイヌ利権」になる。

しかし「窮民手当」は、世情に合わなくなる。

そこで,「アイヌ利権」は、これを「先住民族手当」に言い換えることを画策してきた。

1 なぜ『アイヌ学入門』か

1.1 「アイヌ」が利己目的に使われている

1.2 「アイヌ」の事実が改竄されている

「利権」というと悪いことのように思う者がいる——実際多い——が、それは間違いである。
商品経済は、利権で回る。
「アイヌ利権」も、機能は商品経済への貢献である。

いまの政権は、景気浮揚を最重要課題にしている。
そこで、「アイヌ利権」は、現政権が大事にするところとなる。
この結託が成って、現在「先住民族」が立法されようとしている。

以上のことは、アイヌの事実を知る上で、雑音となるものである。
そこで、＜アイヌの事実を知る＞には、＜この雑音を知っておく＞が含まれる。
雑音のはなしは本来アイヌ学の内容ではない。
かくして、『アイヌ学入門』となるわけである。

1.2 「アイヌ」の事実が改竄されている

ひとは、「アイヌ」とは何かをつぎのように教えられる：

戸塚美波子 (1971)

……
この広大なる北海道の大地に
君臨していたアイヌ
自由に生きていたアイヌ
魚を取り 熊 鹿を追い
山菜を採り
海辺に 川辺に
山に 彼らは生きていた

人と人とが 殺し合うこともなく
大自然に添って 自然のままに
生きていたアイヌ
この大地は まさしく
彼ら アイヌの物であった
侵略されるまでは——

ある日 突然
見知らぬ人間が
彼らの 目の前に現われた
人を疑わねアイヌは
彼ら和人を もてなし
道先案内人となった

しかし——
和人は 部落の若い女たちを
かたっぱしから連れ去ったうえ
凌辱したのだ——

そして 男たちを
漁場へと連れて行き
休むひまなく
働かせた

若い女たちは

恋人とも 引さ離され
和人の子を身寵ると
腹を蹴られ流産させられた
そして 多くの女たちは
血にまみれて 息絶えた

男たちは
妻 子 恋人とも
速く 離れ
重労働で疲れ果てた体を
病いに胃され
故郷に 送り返された
その道すがら
妻を 子を 恋人の名を
呼びつつ
死出の旅へと発った
.....

これは、「アイヌ」の事実の改竄である。
ひとは、これが事実の改竄であることを知らない。
そこで、事実の改竄であることを知らせるテキストをつくろう、となる。
このテキストは、「アイヌ」を知らない者が読者になるテキストであるから、
『アイヌ学入門』である。

引用文献

- ・戸塚美波子 (1971) : 「詩 血となみだの大地」
『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.95-107.

2 「アイヌ」の利己目的使用

2.1 "アイヌ"イデオロギー

2.2 「先住民族」立法

2.1 "アイヌ"イデオロギー

2.1.1 「アイヌ民族 / 北海道先住民」

2.1.2 「アイヌ被虐史」

2.1.3 「反帝国主義」

2.1.4 「社会主義」

2.1.5 「アイヌ解放 / 窮民革命」

2.1.6 「階級的憎悪」(シャモヘイト)

2.1.7 「反エスノサイド」

2.1.1 「アイヌ民族 / 北海道先住民」

知里幸恵 (1923)

その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。
天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、なんという幸福な人だちであったでしょう。
冬の陸には林野をおおう深雪を蹴って、天地を凍らす寒気を物ともせず山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には涼風泳ぐみどりの波、白い鷗の歌を友に木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は軟らかな陽の光を浴びて、永久に囀ずる小鳥と共に歌い暮して路とり蓬摘み、紅葉の秋は野分に穂揃うすすきをわけて、宵まで鮭とる篝も消え、谷間に友呼ぶ鹿の音を外に、円かな月に夢を結ぶ、嗚呼なんという楽しい生活でしょう。

引用文献

・知里幸恵 (1923) : 『アイヌ神謡集』「序」
青空文庫

2.1.2 「アイヌ被虐史」

戸塚美波子 (1971)

……
この広大なる北海道の大地に
君臨していたアイヌ
自由に生きていたアイヌ
魚を取り 熊 鹿を追い
山菜を採り
海辺に 川辺に
山に 彼らは生きていた

人と人が 殺し合うこともなく
大自然に添って 自然のままに
生きていたアイヌ
この大地は まさしく
彼ら アイヌの物であった
侵略されるまでは――

ある日 突然
見知らぬ人間が
彼らの 目の前に現われた
人を疑わねアイヌは
彼ら和人を もてなし
道先案内人となった

しかし――
和人は 部落の若い女たちを
かたっぱしから連れ去ったうえ
凌辱したのだ――

そして 男たちを
漁場へと連れて行き
休むひまなく
働かせた

若い女たちは
恋人とも 引き離され

和人の子を身寵ると
腹を蹴られ流産させられた
そして 多くの女たちは
血にまみれて 息絶えた

男たちは
妻 子 恋人とも
速く離れ
重労働で疲れ果てた体を
病いに胃され
故郷に 送り返された
その道すがら
妻を 子を 恋人の名を
呼びつつ
死出の旅へと発った
……

アイヌが 和人から得た物
それは
酒 梅毒 結核 その他の伝染病
劣等感 そして "死" であった

時は流れ
緑なした原野は
畑と化し
大半のアイヌは
住むべき土地も家も 失った
……

いまだ 北海道の
観光用ポスターには
ワラぶき小屋 丸木舟
そして アッシを着たアイヌが
威厳を 誇ってる
……

貝澤正 (1972)

北海道の長い歴史のなかで、大自然との闘いを闘い抜いて生き続けてきたアイヌ。

北海道の大地を守り続けてきたのはアイヌだった。
もっとも無智蒙昧で非文明的な民族に支配されて三百年。
アイヌの悲劇はこのことによって起こされた。
アイヌの持っていたすべてのものは収奪され、アイヌは抹殺されてしまった。
エカシ達が文字を知り、文明に近づこうとして学校を作ったが、この学校の教育はアイヌに卑屈感を植えつけ、日本人化を押しつけ、無知と貧困の烙印を押し、最底辺に追い込んでしまった。
世界の植民地支配の歴史をあまり知らないが、原住民族に対して日本の支配者のとった支配は、おそらく世界植民史上類例のない悪虐非道ではなかったかと思う。
アイヌは『旧土人保護法』という悪法の隠にかくされて、すべてのものを収奪されてしまったのだ。

日本史も北海道史も支配者の都合で作られた歴史だ。
アイヌの内面から見た正しい歴史の探究こそ望ましい。
敗戦後の教育を受けた若い人々の声が出てきた。
"正しいアイヌの歴史を" と。
またこのこととあい呼応して、アイヌ民族の生活文化を保護、保存するための資料館を建てたい、と。……
アイヌの血がアイヌを呼び起こしたのだ。
アイヌの歴史を書き改める基盤ができた。
資料館を足場として、若いアイヌが闘いの方向を見極め、これからの正しい生きかたの指標としていくことを期待したい。

引用文献

- ・戸塚美波子 (1971): 「詩 血となみだの大地」『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.95-107.
- ・貝澤正 (1972): 『近代民衆の記録5 アイヌ』付月報, 1972 新谷行『アイヌ民族抵抗史 増補』, 三一書房, 1977, pp.275,276.

2.1.3 「反帝国主義」

河野本道 (1971)

p.337
この法はアイヌ系の人々が和人によって、そのうちでもとくに帝国主義者たちによって無理やり押しつけられたものである。
日本帝国主義者たちはこれをアイヌ系の人々に対して無理やり押しつけておきながら、あたかもアイヌ系の人々のプラスのために立法したごときと思わせがましい態度をとってきた。
アイヌ系の人々にとっては、自らの生活圏に帝国主義者たちが侵入してこなければそんな立法がなされる必要はなかったのだ。
アイヌ系の人々はそんな法を与えられるよりも、帝国主義者に従来の生活圏を侵されぬ方が良かったはずである。

p.346
こうした帝国主義者が存在する限り、現に集団的に差別されている人々は、将来自由競争の場に不利な条件を与えられた上で参加せねばならないのだから、この後も集団的に差別を拡大されるだけである。
それを帝国主義者たちは望んでいるのだ。
何故なら帝国主義者たちにとってはそうなることがより有利なのだから。
『旧土人保護法』が廃止されれば帝国主義者たちがそれに代わるより都合のよい新しい手段を準備することは見え透いている。
だから、たとえアイヌ系の人々が帝国主義者たちから奪われたものについて幾分かの代償を得たとしても、結果に大差はない。
少しばかりの代償によってごまかされてはたまらない。
これを解消するには生きる上に自由競争することを建て前とした資本主義社会を根底的に覆さねばならない。
それにはまず、現に見る通りに異民族、異国民、被支配層を抑圧して反省するところのない帝国主義という資本主義社会の持病を告発し、その担い手たちに向けた反帝闘争をなす必要がある。
『旧土人保護法』は反帝闘争のうちに位置づけられ、反帝闘争の成果によって空中分解されないとしたならば、たとえ廃棄処分にされたところでアイヌ系の人々にとってプラスになることはない。

p.347
ところで、『旧土人保護法』を問題にする者のうちには、反帝闘争

を担おうとする者は少ない。
『旧土人保護法』を問題にするだけで満足している愚か者、偽善者が何と多いことよ。
『旧土人保護法』の存在は反帝闘争の必要性を物語る一資料であるが、『旧土人保護法』を掲げずとも、反帝闘争を担う者は、それを問題とするのみで満足している愚か者たちよりずっと、アイヌ系の人々の解放に実効をもたらすであろう。

引用文献
・河野本道 (1971) : 「『旧土人保護法』にまつわる人間関係の歴史的
分析と将来における方法」
『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.335-348

2.1.4 「社会主義」

本多 勝一 (1971). pp.92,93

結論は、かなりはっきりしてきたようだ。

少数民族は、少なくとも私の接した諸外国の例でみるかぎり、社会主義社会でこそ真に幸福が約束されている。

いわゆる西側諸国、資本主義諸国の少数民族は、ひとつの例外もなく不幸だった。私の訪ねたことのない国に関してはよく知らないが、真に幸福な、プタの幸福でなくて、民族的誇りをともなった幸福感を抱いている少数民族というもののある資本主義国があったら、ぜひ知りたいと思っている。

だが、これもまだ訪ねたことはないが、社会主義社会でもソ連はどうなのだろうか。スターリンは一種の少数民族出身といえよう。チェコやポーランドとの関係でのソ連には、いわゆる修正主義の欠陥が現れているようだが、ソ連内の少数民族はどうなっているのか。同様に多数の少数民族をかかえる中国はどうか。いずれも訪ねて実見してみたいところである。現状は見るまでおあずけとしても、社会主義建設がもし理想的にいったいば、少数民族が幸福になるはずであることは確かだが、資本主義建設 (?) がいくら理想的にいったい、少数民族が幸福になることは、まずおぼつかないであろう。

アイヌ系日本人についても、これは当てはまるのだろうか。社会主義社会というようなことをいうと目をむく人があるので、少し遠慮がちに一言うならば、当てはまらないと結論するような材料は今のところ持ちあわせていない。従ってアイヌが真に幸福になる道は、日本が社会主義国になることであろう。アイヌ自身のとるべき道は、従って革進陣営に何らかの形でくみすることであろう。(最近アイヌ系日本人によって創刊された雑誌『北方群』には、明らかにそのような方向を示していることが感じられ、心強く思われた。)

革進政党のとるべき道は、ベトナムの例が示しているように、少数民族がへ

レン・フォークに対して抱きつづけてきた怨念を、革命勢力に正しくくみこみ、強力なパネへと転化させることであろう。

アイヌについて「良心的」たろうとするシャモのとるべき道は、従ってこのような運動に何らかの方法で、それぞれが可能なやりかたで、加わることであろう。いかにアイヌ「仲良し」になって「研究発

表」してみても、それだけではいつまでも状況は変らぬであろう。それでは「観光アイヌ」もクマを彫りつづける以外に道はないであろう。

海馬沢博 (1974), pp.48-49

中国の歴史には民族的な抑圧制度が長期にわたって存在し、各民族の地位は平等でなかった。漢族出身の支配者は少数民族を民族ぐるみで抑圧・搾取し、奴隷扱いをしました。従って中国の少数民族は二重にも三重にも抑圧され搾取されていたのです。

このような長い歴史のある中国が中華人民共和国の誕生によって民族的な抑圧制度（封建制度・奴隷制度等）は徹底的にとり除かれ、各民族間の平等と団結が実現し国家事務の管理と決定に参与し社会主義経済建設に努力するようになった。

又、少数民族は中国の国籍を持ち、その中で少数民族としての民族歴史は尊重され、習慣・風俗・宗教・言語・文字等すべてについても尊重されており、自由が保障されています。

……

僅か二五年で五四の民族を解放し、国家として統一した偉業を私達は卒直に認め、学ぶべきであることを特に強調したいと思います。

……

中国では全国いかなる遠隔地にあっても国の行政は行きとどいております。

各期の全国人民代表大会にはすべての少数民族の代表を参加させています。

……

全国に民族学院は 10 校あり、全国の大学や専門学校も少数民族出身の子弟を優先入学させるよう注意がはられています。

……

一般的に見て労働者や農民をはじめ、一人一人が自分達は国の主人公であることを非常に誇りとしており、国を富ますことが自分達を富ますことと一致することを明確につかんで日常の労働をしている姿は誰が見ても羨ましく思います。

戸塚美波子 (1974), p.20

私が中国へ行く前も、そして帰って来た後も私に対して、中国の政治は悪いとか、特定の間人しか入国させない国だとか言う人がい

るけれど、そういう人はどこまで考えて話しているかな、と思う。
私が、中国ベツタリになったような事を言う人もいるけれど、私はそれでもいい。

言いたいやつは言え、私は、中国の人々が好きなのだ。
とにかく、行って来てから、反論するならして、悪口を言いたいのなら言えばいい。

私は私の行った場所と、そして、それによって受けた印象と、それ等をもとにして私なりの対応をしようとおもっている。

中国に行って感じたことの一つに、中国の人々には、お世辞は必要じゃないということ。

思ったこと、感じたこと、意見を卒直に伝えること、そして、妙な猜疑心は持たぬこと、つまり、中国へ立つ前に、やたらと、人の忠告に耳を傾けないこと（忠告してくれる人は親切のつもりでもアテにならないから）だというそれらのことです。

私達、招待を受けて行ったわけですが、本当に、言葉では言い尽せない歓待を受け、このことは一生忘れられません。

他の人がどんなに中国の悪口を言っても、**あの優れた少数民族対策には頭が上がらないでしょう。**

中国に行って初めて、アイヌに生まれて良かったな、としみじみ思いました。

引用文献

- ・ 本多 勝一 (1971) : 「凌辱者シャモにとるべき道はあるか」
『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.79-94
- ・ 海馬沢博 (1974) : 「医療制度と労働賃金について」
北海道アイヌ中国訪問団『北海道アイヌ中国訪問団記 1974 年 2 月 20 日～3 月 13 日』, 1974, pp.48-55.
- ・ 戸塚美波子 (1974) : 「北京の灯」
同上, pp.18-20.

2.1.5 「アイヌ解放 / 窮民革命」

結城庄司 (1972)

天皇軍は、原住民アイヌを、北辺に封じ込め、戦いが完全に勝利したかのように、歴史を歪曲しているが、そのごまかしは**一九七二年に、原住民精神をつらぬく人々によって粉碎された。**

「原住民精神」、それはアイヌ共和国創造への胎動である。

現在もなお、天皇軍の手先共（日本帝国主義機構の総て）は、アイヌが誇りとする、原始自然を破壊・略奪し、一九七三年に向けて日本列島改造部隊は、日本最後の原始境・アイヌの聖地（大雪山）をも、解体青写真を製作してしまった。

アイヌ共和国独立の戦いは、歴史に敢然と輝やく、アテルイとコシャマイン、シャクシャインの戦法（**ゲリラ作戦**）によって、**開始されなければならない。**

天皇軍は、常に平和的甘言をもちいて、日本原住民の首をはね、原始共産制への民族の流れを、断ち切ろうとした。この策略は失敗に終り、再度、日本帝国主義者共、天皇支配にたいし、アイヌ共和国独立の戦い、**最前線連帯軍は結集されつつある**ことを、人民に宣言する。

我々共和国同胞は、腐りきった天皇軍農耕文明を、徹底破壊し、その戦いを世界革命の原点としなければならない。

日本帝国主義者の総てを、自然を喰い荒す「怨獣」と考え、怨獣のたれ流す糞尿は、「公害」といってよいだろう。

糞尿を喰わされるのは、常に「人民」であり新鮮な「自然」を喰うのは、常に怪獣（日本帝国主義者）である。

天皇が支配して来た、農耕文明はいつわりの神を祭り、仏教をとりいれ、日本原住民を、大和化し皇民化することに専念して来た。現在も、アイヌを同化政策により、自らの罪惡の責任を回避しようとして失敗した。

アイヌは、「自然—神秘—人間」を、自然主義とし、自然の神秘を神々とし、原始共産世界を自由の天地と考え、日本原住民の狩猟文化を護りぬいたのであり、北辺に強く生きているし、これが日本原住民の原点である。

日本原住民の原点を、アイヌ共和国独立の同志は、常に忘れてはいなかった。それは、生命への連帯であり、人間が自然（大地）

に戻る原則なのだ。独立の魂は、永遠に燃え続けるのである。

日本帝国主義者は、現代文明の中に喘ぐ人民を救おうとしない。それどころか、人民の共有する自然をも、取りあげて、人間の精神の衰弱を図り、世界支配の野望に燃え、兵隊化しようと企んでいるのである。

アイヌ共和国独立の同志は、人間の原点に戻り、世界支配（帝国主義）を、完全に粉碎しなければならない。

一九七三年は、世界に同志を求めながら、画期的な革命戦争への日本原住民戦法により、日本歴史は、ぬりかえられて行く時となるであらう。

アイヌ解放同盟 結城庄司

引用文献

・結城庄司 (1972) : 「アイヌ独立の魂は、呪いの戦い、怨念と化し、自然を背景に燃え続けて来た」
太田竜「御用アイヌへの挑戦から始めよ」, 1973.
太田竜『アイヌ革命論——ユ - カラ世界への〈退却〉』, アイヌ共和国情報部 (新泉社), 1973, pp.166-188.

2.1.6「階級的憎悪」(シャモヘイト)

貝澤正 (1971). pp.125,126

私は自らの意見も言わず、例を述べるに過ぎないが共感を得たものを列記した。 もう一つ、十勝の女子高校生の稿をお借りして新しいアイヌの考えを知ってもらいたい。

『歴史を振り返ることによって真の怒りを持つことができる。

「差別されたから頭に来た、あいつらをやっつけたい」それはそれだが、そんな小さな問題に目を向け右往左在しているだけでは駄目だ。

私たちがアイヌ問題を追って行く時突き当たる壁は同化ということだ。

明治以来の同化政策の波は、もはや止めることはできないだろう。私は、何とか、アイヌの団結でシャモを征服したいものと思った。アイヌになる。

北海道をアイヌのものにできないものか。

だが、アイヌの手に戻ったとしても差別や偏見は残るだろう。

やはり、根本をたたき直さねばならないのです。

アイヌは無くなった方がよいという考え方、シャモになろうとする気持が、少しぐらいパカでもいいからシャモと結婚するべきだと考えている人が多いと思う。

私の身近でも、そういう人が随分いる。

私はこのような考え方には納得できない。

シャモに完全に屈服している一番みにくいアイヌの姿だと思う。

これは不当な差別を受けても " 仕方がないのだ " と弱い考え方しかできない人たちなんだと思う。

アイヌだから、差別されるから、シャモになった方が得なんだと言うなら、それは悪どい、こすいアイヌだ。

なぜ差別を打倒しないのか。

なぜ、アイヌ系日本人になろうとするのか。

なぜアイヌを堂々と主張し、それに恥ることのない強い人間になれないのか。

どうしてアイヌのすばらしさを主張しようとししないのか？

私は完全なアイヌになりたい。

個人が自己を確立し、アイヌとして真の怒りを持った時、同化の良し悪しも片づけることが出来ると思う。

強く生きて、差別をはね返す強い人間になることだ。』

引用文献

- ・ 貝澤正 (1971) : 「近世アイヌ史の断面」
『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.113-126

2.1.7 「反エスノサイド」

貝澤正 (1972)

北海道の長い歴史のなかで、大自然との闘いを闘い抜いて生き続けてきたアイヌ。

北海道の大地を守り続けてきたのはアイヌだった。

もっとも無智蒙昧で非文明的な民族に支配されて三百年。

アイヌの悲劇はこのことによって起こされた。

アイヌの持っていたすべてのものは収奪され、アイヌは抹殺されてしまった。

エカシ達が文字を知り、文明に近づこうとして学校を作ったが、この学校の教育はアイヌに卑屈感を植えつけ、日本人化を押しつけ、無知と貧困の烙印を押し、最底辺に追い込んでしまった。

世界の植民地支配の歴史をあまり知らないが、原住民族に対して日本の支配者のとった支配は、おそらく世界植民史上類例のない悪虐非道ではなかったかと思う。

アイヌは『旧土人保護法』という悪法の隠にかくされて、すべてのものを収奪されてしまったのだ。

野村義一 (1992)

各国の政府代表部の皆さん、そして、兄弟姉妹である先住民族の代表の皆さんにアイヌ民族を代表して、心からご挨拶を申し上げます。

…… 第二次世界大戦が終わると、日本は民主国家に生まれ変わりましたが、同化主義政策はそのまま継続され、ひどい差別や経済格差は依然として残っています。

私たちアイヌ民族は、1988 年以来、民族の尊厳と民族の権利を最低限保障する法律の制定を政府に求めています。私たちの権利を先住民族の権利と考えてこなかった日本では、極めて不幸なことに、私たちのこうした状況についてさえ政府は積極的に検討しようとしていないのです。

……

日本のような同化主義の強い産業社会に暮らす先住民族として、アイヌ民族は、さまざまな民族根絶政策（エスノサイド）に対して、国連が先住民族の権利を保障する国際基準を早急に設定するよう要請いたします。

また、先住民族の権利を考慮する伝統が弱いアジア地域の先住民族

として、アイヌ民族は、国連が先住民族の権利状況を監視する国際機関を一日も早く確立し、その運営のために各国が積極的な財政措置を講じるよう要請いたします。

引用文献

・貝澤正 (1972) : 『近代民衆の記録5 アイヌ』付月報, 1972
新谷行 『アイヌ民族抵抗史 増補』, 三一書房, 1977, pp.275,276.
・野村義一 (1992) : 「国連総会記念演説」(アイヌ協会理事長), 1992-12-10

2.2 「先住民族」立法

- 2.2.1 族議員の政治誘導
- 2.2.2 「先住民族」立法の理由
- 2.2.3 「先住民族」立法の含蓄

2.2.1 族議員の政治誘導

「民主的」組織の方針決定は、声が大きくて面倒な者の声に従うことになる。
これは、系のダイナミクスである。

政治は、族議員に誘導される。
"アイヌ" 関連立法は、族議員のおかげである。

族議員を動かしているものは、「アイヌ利権」である。
「アイヌ利権」は、自身の保守・拡大を系ダイナミクスにしている。
この保守・拡大ために、アイヌ法が要る。
財政措置には<根拠>が必要であり、その<根拠>は<法>を形とするから
である。

これが"アイヌ" 法の意味である。
そこで、「アイヌ利権」の拡大が成るためには、"アイヌ" 法を強力なものに
していかなばならない。
これを実現していくのが、族議員である。

→『アイヌ利権』：族議員

2.2.2 「先住民族」立法の理由

「アイヌ利権」に流れる国家予算規模は、まだたいしたものではない。
この桁を上げるための"アイヌ" 法は、どのようなものであればよいか。
「先住民族」法である。

「先住民族」法が立てば、現住民は先住民の土地を取り上げていることにな
るから、賠償責任が生ずる。
土地返上はあり得ないわけであるから、金で賠償という形になる。
賠償の形は、本来は"アイヌ" 登録者個々に支払う額を定め全額支給すると
いう形になる。分割払いなら、"アイヌ" 年金の形になる。
しかし、こうはならない。
「先祖の中にアイヌがいる者」など、追求できないからである。
かくして、"アイヌ" 支援の形に薄めることになり、「アイヌ利権」の思惑通
りの形に収まるというわけである。

2.2.3 「先住民族」立法の含蓄

「アイヌ利権」の問題は、国民の税金がどうのではない。
税金はもともと合理的に使われるわけのものではない。

「アイヌ利権」の問題点は、これが「先住民族」法を要求する質^{たち}のものだといふことにある。

世の中は諸行無常である。
人は、これを受け入れている。
自分の何世代前の先祖が持っていたものを、自分に返せ、返せないなら賠償しろ、という者はいない。
そもそも、自分はその先祖とは、何の関係も無い者である。

ここに、一部で、それをやる者がいたらどうなるか。
「諸行無常」の世界観は、ご破算にしなければならない。
先取権・先住権をめぐるいがみ合い・争ってもよいことになる。
これは、人心が腐るということである。
翻って、ひとは、そうとは知らず、自分を潔くし腐らせない世界観として「諸行無常」をもつようにしたのである。

「アイヌ＝北海道先住民族」は、虚偽である。
「先住民族」法は、この虚偽に上にたてられる虚構である。
このようなものは、もし保ったらよほど世の中がおかしいという手合いのものである。

実際、この法が想定している「アイヌ」は、なり手がどんなふうに見え、どんな数で続いてくれるのか。
いまは、登録は " アイヌ " 団体に丸投げである。
しかし「先住民族」法を根拠として財政出動する対象の「先住民」は、これの登録が国民登録と同様の位置づけになる。
このロジックに気づかないふりは、いつまで続けられるか。

「先住民族」法は、「アイヌ利権」にとってヤブヘビになる恐れがある。
実際、「アイヌ利権」とは、これを最終相にして終わるものなのかも知れない。

川村兼一 (2009)

2009 年 6 月 25 日
内閣総理大臣 麻 生 太 郎 様
内閣官房長官 河 村 建 夫 様
アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会
座 長 佐 藤 幸 治 様

旭川アイヌ協議会
アイヌ・ラマット実行委員会

………
周知のように、2007 年 9 月 13 日に国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下、「権利宣言」）が日本政府も賛成して採択されました。この権利宣言は、支配民族が先住民族に対して一方的に植民地化と同化政策を押し進め、「先住民族の生得の権利、とくに土地、領域および資源に対する諸権利」を奪い併合したことを「歴史的な不正義」（前文第 6 段）と断定しています。

その上で、この歴史的な植民地支配に対する補償・賠償も含めて「世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限の基準」（第 43 条）として、先住民族の政治的自由を保障する自決権（第 3 条）を承認し、土地・資源と賠償の権利（第 26 条・第 28 条）、民族文化の享有と伝承の権利（第 11 ～第 13 条）、教育の権利（第 14 条）などの権利回復を宣言しています。

この権利宣言を背景にして、2008 年 6 月 6 日に衆・参両議院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（以下、「国会決議」）が採択され、現在、日本政府も内閣の諮問機関として「アイヌ政策に関する有識者懇談会」（以下、「有識者懇談会」）を設置して提言を求めるなどアイヌ政策の見直しを進めています。

………
日本政府は速やかにアイヌ民族を真に先住民族と認めるとともに、アイヌ民族の先住権・自決権を尊重し、歴代の日本政府が採用し現在まで続いてきたアイヌ民族に対する同化政策・植民地政策を撤回すべきです。その上で、アイヌ民族を主体とした協議・協力によって、「保護」「恩恵」ではないアイヌ民族の犠牲への謝罪・賠償も含めて正当な権利回復を行うべきです。 ……

（1）日本政府及び天皇は、アイヌモシリ植民地支配・同化政策の

歴史的な責任を認め謝罪を行うこと。

(2) 日本政府は、先住民族アイヌの生得の権利、とりわけ土地、領域、資源を奪ってきた賠償として5兆円を支払うこと。また、アイヌ民族に対する強制移住、強制連行、さらに虐待・虐殺などの人権侵害についてアイヌ民族の関与する被害の調査の上、その歴史的責任に対して賠償を行うこと。

(3) アイヌ民族に対して、アイヌモシリの国有地・公有地と天然資源を返還し、漁業権・狩猟権・伐採権などの権利回復を行うこと。いわゆる「北方領土」に関してアイヌ民族の自決権を認め、その他のものも含め原状回復の困難な土地・天然資源の利用に関しては国の責任で代償措置をとること。

(4) 国会と地方議会にアイヌ民族の特別(民族)議席を設けること。

(5) 日本政府は、アイヌ民族が自主的に運営を決定し、幼児期から高等教育までアイヌ語を中心にアイヌ文化・歴史等を学べる教育機関を設置してその財政的保障を行うこと。日本の公教育機関で、アイヌ民族の言語を学べ、アイヌ民族の立場からその歴史と文化への正しい理解を醸成する系統的な教育カリキュラム・制度を保障すること。

(6) 全国のアイヌ民族の実態調査を行い、アイヌ民族の先住権・自決権に基づく施策を保障するアイヌ民族法を制定すること

(7) 日本政府は、アイヌ民族の墓地を荒らした遺骨収集の経緯を調査するとともに、その返還を速やかに行うこと。当該(返還)地域に納骨堂を国の責任で建設すること。

.....

引用文献

川村兼一 (2009) :『先住民族アイヌの権利回復を!』「決議並びに申し入れ」
http://asahikawaramat.blogspot.jp/p/blog-page_09.html

3.1 改竄のスタイルの押さえ

アイヌの事実の改竄は、つぎがスタイルになっている：

戸塚美波子 (1971)

.....
この広大なる北海道の大地に
君臨していたアイヌ
自由に生きていたアイヌ
魚を取り 熊 鹿を追い
山菜を採り
海辺に 川辺に
山に 彼らは生きていた

人と人とが 殺し合うこともなく
大自然に添って 自然のままに
生きていたアイヌ
この大地は まさしく
彼ら アイヌの物であった
侵略されるまでは――

ある日 突然
見知らぬ人間が
彼らの 目の前に現われた
人を疑わねアイヌは
彼ら和人を もてなし
道先案内人となった

しかし――
和人は 部落の若い女たちを
かたっぱしから連れ去ったうえ
凌辱したのだ――

そして 男たちを
漁場へと連れて行き
休むひまなく
働かせた

若い女たちは

3「アイヌ」の事実の改竄

- 3.1 改竄のスタイルの押さえ
- 3.2 「アイヌとは何か」へ
- 3.3 「運上屋とは何か」へ

恋人とも 引さ離され
和人の子を身寵ると
腹を蹴られ流産させられた
そして 多くの女たちは
血にまみれて 息絶えた

男たちは
妻 子 恋人とも
速く 離れ
重労働で疲れ果てた体を
病いに胃され
故郷に 送り返された
その道すがら
妻を 子を 恋人の名を
呼びつつ
死出の旅へと発った
.....

これは、「アイヌとは何か」の改竄と「運上屋とは何か」の改竄の二つになっ
ている：

「アイヌとは何か」の改竄

この広大なる北海道の大地に
君臨していたアイヌ
自由に生きていたアイヌ
魚を取り 熊 鹿を追い
山菜を採り
海辺に 川辺に
山に 彼らは生きていた

人と人とが 殺し合うこともなく
大自然に添って 自然のままに
生きていたアイヌ
この大地は まさしく
彼ら アイヌの物であった
侵略されるまでは――

ある日 突然
見知らぬ人間が

彼らの 目の前に現われた
人を疑わねアイヌは
彼ら和人を もてなし
道先案内人となった

「運上屋とは何か」の改竄

和人は 部落の若い女たちを
かたっぱしから連れ去ったうえ
凌辱したのだ――

そして 男たちを
漁場へと連れて行き
休むひまなく
働かせた

若い女たちは
恋人とも 引さ離され
和人の子を身寵ると
腹を蹴られ流産させられた
そして 多くの女たちは
血にまみれて 息絶えた

男たちは
妻 子 恋人とも
速く 離れ
重労働で疲れ果てた体を
病いに胃され
故郷に 送り返された
その道すがら
妻を 子を 恋人の名を
呼びつつ
死出の旅へと発った

そこで、アイヌの事実の改竄に対抗してアイヌの事実を示そうとするときは、
「アイヌとは何か」と「運上屋とは何か」が 直接示すべきことになる。
実際、『アイヌ学入門』は、論点を拡散させないために、アイヌ学的論題を
この二つに絞るのが応分である。

引用文献

- ・戸塚美波子 (1971) : 「詩 血となみだの大地」
『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.95-107.

3.2 「アイヌとは何か」へ

"アイヌ" イデオロギーは, 「アイヌ」をつぎの絵にする：

戸塚美波子 (1971)

この広大なる北海道の大地に
君臨していたアイヌ
自由に生きていたアイヌ
魚を取り 熊 鹿を追い
山菜を採り
海辺に 川辺に
山に 彼らは生きていた

人と人とが 殺し合うこともなく
大自然に添って 自然のままに
生きていたアイヌ
この大地は まさしく
彼ら アイヌの物であった
侵略されるまでは――

ある日 突然
見知らぬ人間が
彼らの 目の前に現われた
人を疑わねアイヌは
彼ら和人を もてなし
道先案内人となった

"アイヌ" イデオロギーは, 「アイヌ＝北海道先住民族」を立てる。
「アイヌ利権」も, 「アイヌ＝北海道先住民族」を立てる。――実際, 「アイヌ＝北海道先住民族」を用いて利権を導き出そうとするのが, 「アイヌ利権」である。
両者の間に, 「アイヌ＝北海道先住民族」を世間に認めさせようとする者同士として, 奇妙な結託が成る。
「奇妙」というのは, "アイヌ" イデオロギーは人民革命イデオロギーをルーツにする社会主義であり, 「アイヌ利権」は商品経済の自由主義に即していることになるからである。

この連合の力は強く, 学者・マスコミ・行政を制覇するに至っている。
このうち問題なのは, 学者まで制圧されているという点である。

現前のアイヌ学は、「アイヌとは何か」の部分がすっぽり抜け落ちている。
アイヌ学は「アイヌとは何か」から起こすことになるものであるから、これがすっぽり抜け落ちるなどあり得ないことのように思えが、事実である。

「アイヌとは何か」の思考は、進化学的な思考法を要する。
「アイヌ学者」は、進化学的な思考法を欠く。
よって、自分ではそうとは知らず、「アイヌとは何か」を抜け落としてしまうのである。

アイヌ学のこの弱体が、"アイヌ"イデオロギーや「アイヌ利権」のカモにされる。
"アイヌ"イデオロギーおよび「アイヌ利権」の御用学を務めるふうになるというわけである。

→『[アイヌ学者の終焉](#)』

かくして、「アイヌとは何か」がいかに重要な論題であるかがわかる。
これが退くと、"アイヌ"イデオロギー・「アイヌ利権」の虚偽がまかり通るのを遮るものは、何も存在しなくなるからである。

引用文献

・戸塚美波子 (1971) : 「詩 血となみだの大地」
『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.95-107.

3.3 「運上屋とは何か」へ

"アイヌ"イデオロギーは、「運上屋」をつぎの絵にする：

戸塚美波子 (1971)

和人は 部落の若い女たちを
かたっぱしから連れ去ったうえ
凌辱したのだ――

そして 男たちを
漁場へと連れて行き
休むひまなく
働かせた

若い女たちは
恋人とも 引さ離され
和人の子を身寵ると
腹を蹴られ流産させられた
そして 多くの女たちは
血にまみれて 息絶えた

男たちは
妻 子 恋人とも
速く離れ
重労働で疲れ果てた体を
病いに胃され
故郷に 送り返された
その道すから
妻を 子を 恋人の名を
呼びつつ
死出の旅へと発った

この絵の目的は、ヘイトを喚起することである：

貝澤正 (1971). pp.125,126

私は自らの意見も言わず、例を述べるに過ぎないが共感を得たものを列記した。 もう一つ、十勝の女子高校生の稿をお借りして新しいアイヌの考えを知ってもらいたい。

『歴史を振り返ることによって真の怒りを持つことができる。

「差別されたから頭に来た、あいつらをやっつけたい」
それはそれだが、そんな小さな問題に目を向け右往左在しているだけでは駄目だ。

私たちがアイヌ問題を追って行く時突き当る壁は同化ということだ。

明治以来の同化政策の波は、もはや止めることはできないだろう。
私は、何とか、**アイヌの団結でシャモを征服**したいものだと思った。
アイヌになる。

北海道をアイヌのものにできないものか。

だが、アイヌの手に戻ったとしても差別や偏見は残るだろう。

やはり、**根本をたたき直さねばならない**のです。

アイヌは無くなった方がよいという考え方、シャモになろうとする
気持が、少しぐらいパカでもいいからシャモと結婚するべきだと考
えている人が多いと思う。

私の身近でも、そういう人が随分いる。

私はこのような考え方には納得できない。

シャモに完全に屈服している一番**みにくいアイヌ**の姿だと思う。

これは不当な差別を受けても " 仕方がないのだ " と弱い考え方しか
できない人たちなんだと思う。

アイヌだから、差別されるから、シャモになった方が得なんだと言
うなら、それは**悪どい、こすいアイヌ**だ。

なぜ差別を打倒しないのか。

なぜ、アイヌ系日本人になろうとするのか。

なぜアイヌを堂々と主張し、それに恥ることのない強い人間になれ
ないのか。

どうしてアイヌのすばらしさを主張しようとししないのか？

私は完全なアイヌになりたい。

個人が自己を確立し、アイヌとして**真の怒り**を持った時、同化の
良し悪しも片づけることが出来ると思う。

強く生きて、差別をはね返す強い人間になることだ。』

そこで、人民がいかに抑圧されているかを物語るテキストを作成する。

アジテーションテキストである。

アジテーションテキストは、＜抑圧者に対する憎悪＞を導くことがねらいで
ある。

なぜ＜憎悪＞か。

これが人民に革命を起こさせる、と考えるからである。

革命は、相手の殺戮である。

相手を容赦なく殺戮できるようにするものは、憎悪である。

この憎悪を「階級的憎悪」という。

「階級的憎悪」は、革命イデオロギーの核心である。

"アイヌ"イデオロギーは、以上をそっくり倣う。

このとき、憎悪を喚起する主題として選ばれるのが、「運上屋」である。

"アイヌ"イデオロギーは、この絵を公教育に載せるまでに成功している。

この成功は、「アイヌ利権」と結託できたためである。

かくして、「運上屋とは何か」がいかに重要な論題であるかがわかる。

「運上屋とは何か」の改竄が、"アイヌ"イデオロギーのアジテーションの中
心になっているからである。

引用文献

- ・戸塚美波子 (1971)：「詩 血となみだの大地」
『コタンの痕跡』，旭川人権擁護委員連合会，1971. pp.95-107.
- ・貝澤正 (1971)：「近世アイヌ史の断面」
同上. pp.113-126

"アイヌ"イデオロギーのルーツは、「窮民革命」イデオロギー、さらに「人
民革命」イデオロギーである。

「人民革命」の戦略は、人民に先ず己の立場をわからせることである。

即ち、自分が＜抑圧者に抑圧されている者＞であるということ、そしてこの
抑圧が理不尽なものであることをわからせることである。

4.1 「アイヌ」の定義

"アイヌ" イデオロギーは、その政治的思惑から、「アイヌ」を「北海道先住民族」の意味にしようとする。

また「北海道先住民族」としていまも存在していることにするために、「アイヌ」を「血筋」の意味にしようとする。

しかし、「先住民」の概念も「同系血筋集団」の概念も、立つものではない。

「アイヌ」の意味は、「アイヌ文化を生きた者」になるのみである。

アイヌは、アイヌ文化の終焉を以て終焉する。

かくして、アイヌは過去の実在である。

4 アイヌとは何か

4.1 「アイヌ」の定義

4.2 「アイヌの系統」

4.3 同化

島田元旦 (1799)



アイヌとは、「現在にいる」を言い出せば、だれがアイヌなのかわからなくなるというものである。

「先祖のうちに少なくとも一人<アイヌ文化を生きた者>がいる者」——「アイヌの子孫」——の拡がりを想ってみよ。

拡散を明治以降に絞って想っても、アイヌの子孫は日本中に拡散し遍在していることになる。

"アイヌ" を自称したり、手当を受けるために "アイヌ" を申告している者だけが、「アイヌの子孫」ではないのである。

「アイヌの子孫」とは、みな「自分もそうかも」と思うべきものである。

「先住民族」立法に簡単になびいてしまう国会議員には、この「拡散」を頭に思い浮かべられるようであって欲しいのだが、現実にはそうはならない。

引用文献

- ・島田元旦 (1799) : 『蝦夷紀行図 下』
北海道大学 北方資料データベース , ID OA003110000002000

4.2 「アイヌの系統」

4.2.1 「アイヌの系統」の意味

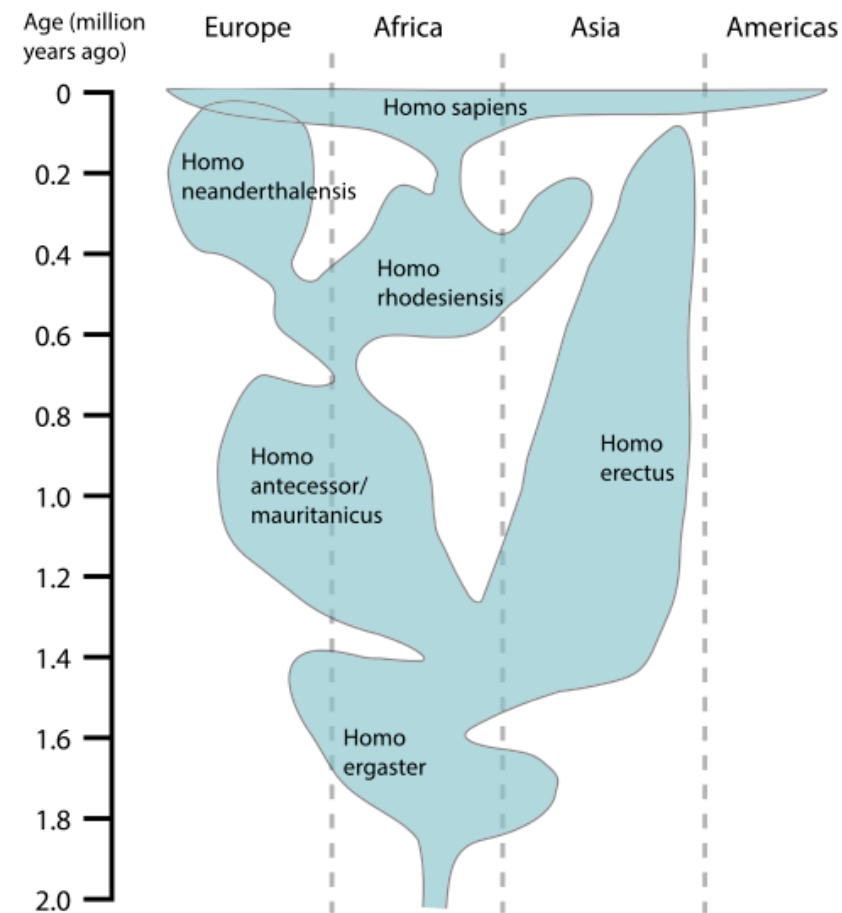
4.2.2 「系統」の数理

4.2.3 「アイヌの子孫」の遍在

4.2.1 「アイヌの系統」の意味

つぎは、ヒト属の進化系統図である：

Wikipedia「ヒト属」から：



この図には、いろいろな含蓄がある。

ヒト属がアフリカ起源であるとか、ヒト属の現存種はホモサピエンス種のみであるとか、ホモサピエンス種もアフリカ起源であるとか。

「ホモサピエンス種」の括りでも、進化系統図を現すことになる。

この場合の系統分化は、家系の分化である。

そしてこの進化系統図は、ヒト属の進化系統図と似たものになる。

何故なら、分化のダイナミクスは似たようなものだからである。

「アイヌの系統」を考えると、進化系統図の特徴として見るべきは、「系統の断絶」と「一系統からの生き残り」である。

実際、「アイヌの系統」は、このように考えることになる。

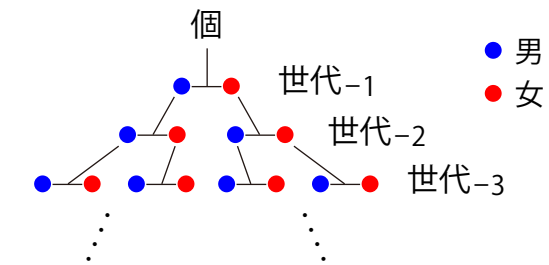
"アイヌ" イデオロギーは、「アイヌ」を「北海道先住民」として立てる。

いま、時間軸を「万年」単位のものに替え、上の図の「Europe, Africa, Asia, Americas」を、いろいろな順序で 北海道、本州、等々に置き換えてみる。

さて、その図に「北海道先住民」を見ることができるか。

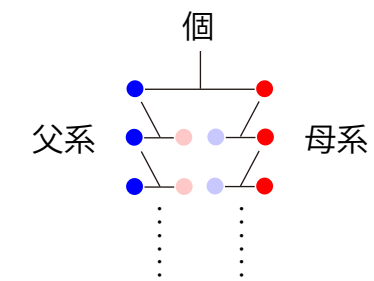
「血筋」をたどる意味の「アイヌの系統」の概念も、立たない。

先祖溯行を<父と母>の両方で溯り、その子孫をすべて網羅する図は、三代か四代溯れば、もう不可能になる。



この図に、各●●から始まる子孫系統の図（これは上拡がり）が書き加わる

ひとは「系統」の意味を思考停止して、わかったつもりになっているのである。即ち、父溯行、母溯行はそれぞれ一本の線になるが、ひとはこの絵で「系統」をわかったつもりになっている。



4.2.2 「系統」の数理

「系統」のことばは、政略的に用いられる。

このとき、「系統」のことばは、意味がぼかされて用いられる。

意味を厳格にすると、政略的に使えないからである。

政略はプラグマティックスに属し、「系統」の意味はサイエンスに属する。

両者は、対立する関係にある。

"アイヌ" イデオロギーが「アイヌ民族」を唱えるのは、この類である。

「アイヌ民族」は、「系統」の科学的意味——科学的定義——に照らしてナンセンスである。

「アイヌ学者」は、＜「系統」の科学的定義＞の考えがないために、"アイヌ" イデオロギーに騙されてしまう。

「アイヌ民族」のことばを使うことが＜今日的＞だと思い、「アイヌ民族」を進んで使う者になる。

同様のことが、マスコミで成る。

学者とマスコミが騙されるということは、すべてが「アイヌ民族」のことばに騙されるということである。

かくして、現前のようになる。

ここでは、この流れに抗う趣で、「系統」の科学的定義を示しておく。

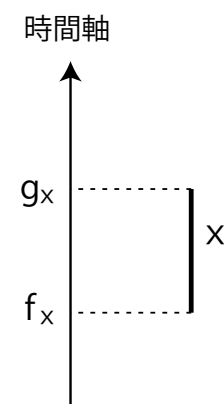
——この定義は、厳格である。

過去・現在のすべてのヒト個体を考える。

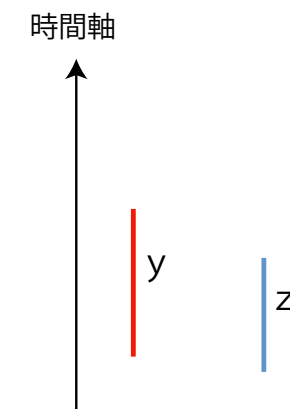
個体 x に、 x の出生時刻 f_x と死亡時刻 g_x の対 (f_x, g_x) を対応させる。

x が現在の個体の場合は、現在の時刻を g_x とする。

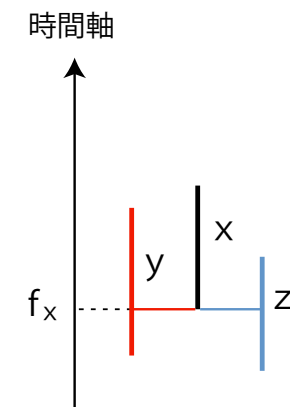
時間軸を立て、 x をつぎのように図表示する（横軸は不定としておく^(註)）：



性別を込めて表すときは、「女：赤、男：青」とする：



個体 x が個体 y, z をそれぞれ母、父として産まれたことを、つぎのように表す：



（母とつなぐ横線は赤、父とつなぐ横線は青）

これをすべての個体に対して行くと、＜全個体系統＞図が得られる。

（ここで「再帰」の考えを用いる。）

この図は、途方もないものになる。

「アイヌ民族」を主張することは、この途方もない絵図の中に「アイヌ民族」のパターンを特定できると主張することである。

系統図は、時空間の中のネットワーク模様になる。

ネットワークは、《一部を取り出そうとして持ち上げると、それに連なって周りがつぎつぎと持ち上がる》というものである。

また、《一部を特定部位として切り出そうとすると、切るべき箇所がわからなくなる》というものである。

「アイヌ民族」を主張する者は、系統がネットワーク構造をなすことを知らない者である。

註：「横軸」は、「時空間」の「空間」の座標軸ということになる。
個体は空間を移動するので、個体を表すことにした線分は、実際は曲線である。
また、「時空間」の設定は絶対空間を立てることになるが、「絶対空間」は仮定のものである。
「横軸は不定としておく」とは、このようなめんどうなことは考えないでしょう、ということである。

4.2.3 「アイヌの子孫」の遍在

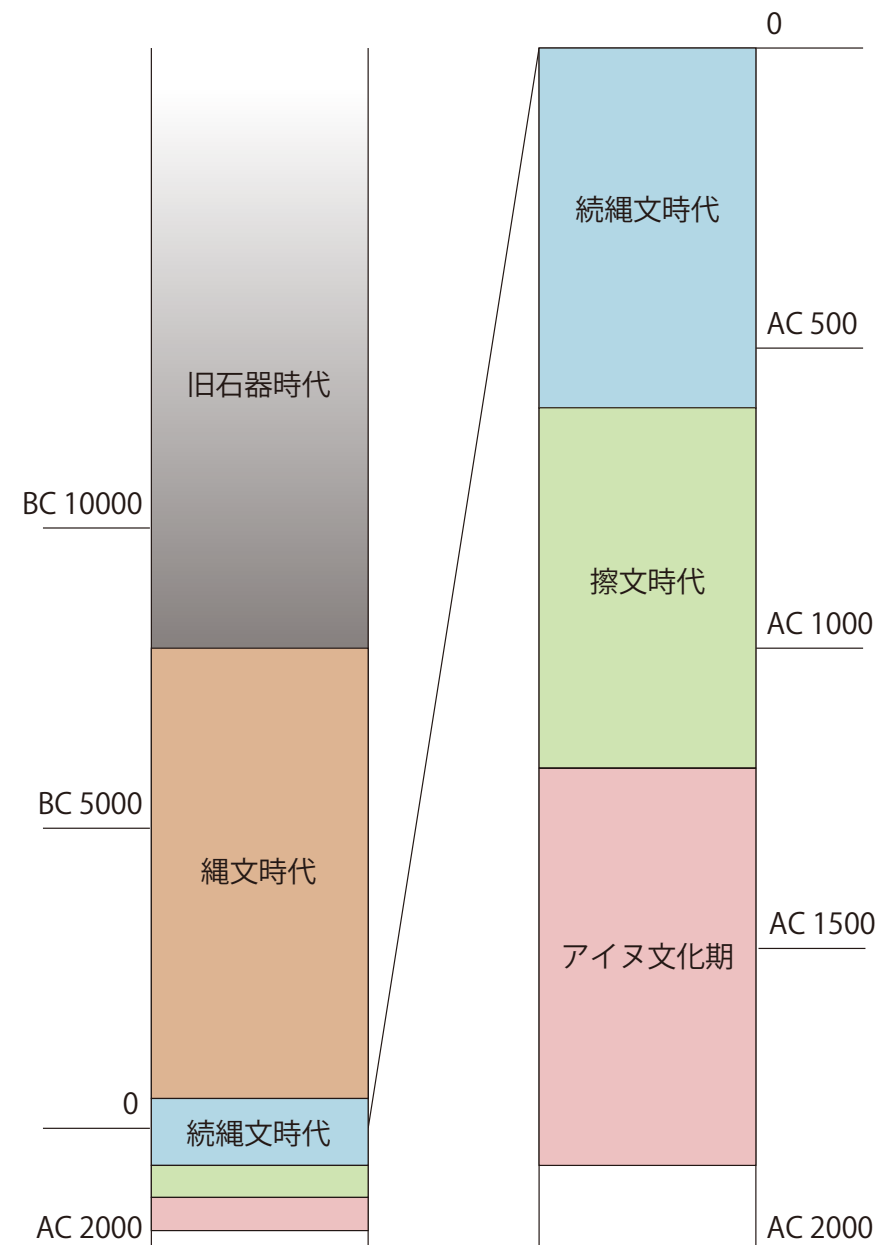
アイヌ文化は、農耕文化と漁猟採集文化の境界文化である。
農耕文化と漁猟採集文化の境界文化は、全体としては、揺らぎつつ北進し、北海道の中に入る。
アイヌ文化とは、＜農耕文化と漁猟採集文化の境界文化＞のこの段階のことを言っている。

アイヌ文化は本州と連続していて、北海道を以て画定できるものではない。
そして、北海道入りの後も、本州と出入りしている。

アイヌとは、このアイヌ文化を生きた者のことである。
よって「アイヌの子孫」を言い出せば、それは既に、日本中に遍在していることになる。

4.3 同化

考古学者は、つぎの「北海道の時代区分」を提示している：



"アイヌ" イデオロギーは、アイヌを「北海道先住民」に仕立てようとする。この場合、「旧石器文化 → 縄文文化 → 続縄文文化 → 擦文文化 → 縄文文化 → アイヌ文化」の遷移は、アイヌという閉じた系の遷移でなければならない。

これ全体が「アイヌ文化」でなければならない。

そこで、つぎのように唱える者が出て来たりするわけである：

"「北海道の時代区分」の中の「アイヌ文化」は、カテゴリーミス
イクだ。「アイヌ文化」ではなく別の呼び方をしよう。"

一般に、地域の文化の変遷は、自閉の中の変化ではない。

異文化の侵入・浸潤が、これの内容である。

地域の文化の変遷は、侵入・浸潤してくる異文化に在来文化が同化されるというものである。

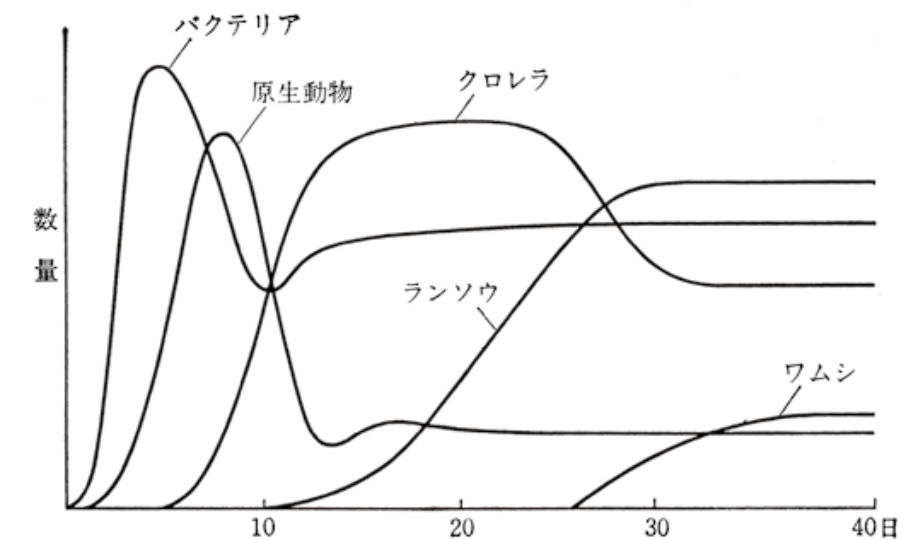
地域の文化の変遷は、生態系の進化の部類である。

これは、つぎのようなものである：

栗原康 (1973), p.233

フラスコに水を入れて放置すると、「遷移する生態系」が現れる；

「遷移」のメカニズムは、生物の逐次侵入と在来種との競合：



「北海道の時代区分」が実体のあるものだとして、その変遷はこれと同様である。

自閉した系の変化ではない。

侵入・浸潤してくる異文化に在来文化が同化されるというものである。

旧石器人は縄文人に同化され、縄文人は続縄文人に同化され、続縄文人は擦文人に同化され、擦文人はアイヌに同化され、アイヌはシャモに同化され、というぐあいになる。

"アイヌ" イデオロギーは、「シャモがアイヌを同化」を「エスノサイド」だとキャンペーンする：

野村義一 (1992)

各国の政府代表部の皆さん、そして、兄弟姉妹である先住民族の代表の皆さんに **アイヌ民族を代表して**、心からご挨拶を申し上げます。
…… 第二次世界大戦が終わると、日本は民主国家に生まれ変わ

りましたが、同化主義政策はそのまま継続され、**ひどい差別や経済格差**は依然として残っています。

私たちアイヌ民族は、1988 年以来、民族の尊厳と民族の権利を最低限保障する法律の制定を政府に求めています、私たちの権利を先住民族の権利と考えてこなかった日本では、極めて不幸なことに、私たちのこうした状況についてさえ政府は積極的に検討しようとしていないのです。

……

日本のような同化主義の強い産業社会に暮らす先住民族として、アイヌ民族は、さまざまな**民族根絶政策（エスノサイド）**に対して、国連が先住民族の権利を保障する国際基準を早急に設定するよう要請いたします。

また、先住民族の権利を考慮する伝統が弱いアジア地域の先住民族として、アイヌ民族は、**国連が先住民族の権利状況を監視**する国際機関を一日も早く確立し、その運営のために各国が積極的な財政措置を講じるよう要請いたします。

しかし、「シャモがアイヌを同化」を「エスノサイド」と呼ぶときは、アイヌも「エスノサイド」をやってきたわけである。

独り善がりでは成立しない。

引用文献

- ・栗原康 (1973) : 『かくされた自然——ミクロの生態学』, 筑摩書房, 1973
- ・野村義一 (1992) : 「国連総会記念演説」(アイヌ協会理事長), 1992-12-10

5.1 アイヌの収入：基本給＋歩合給

運上屋の「アイヌ雇用」は、つぎの表に示されるものである：

玉蟲左太夫 (1857), pp.253-256

[サル領]			
土人給料調			
正月下旬ヨリ十一月下旬迄			
一 土人給料	上		十三貫六百文
	中		十貫百文
	下		六貫八百文
一 女土人	上		十貫百文
	中		六貫八百文
✂			
出産物買入直段調			
一 煎海鼠	一ツ	代錢	一文
但一日数二百以上取候者へは			
酒二合二勺ヅゝ手当遣候			
一 干鱈	二十本結一束	同	九拾文
一 干かすへ	同	同	百五拾文
一 干鮫	同	同	五十六文
一 魚油	壺升	同	百文
一 昆布	目形四貫五百目二付	同	三十五文
一 椎茸	一ツ	同	一文
一 アツシ	(一反)	同	二百七拾五文
一 生楡皮	壺貫目	同	二拾八文
一 楡縄	一把	同	二拾五文
一 椀	壺貫目	同	十四文
一 鹿皮	大		五百文
	中		三百文
	小		二百文
✂			
御輕物買入直段調			
一 上飼鷺尾	一尻	代錢	三百文
一 中 同	一尻	同	二百五十文
一 下 同	一尻	同	百五拾文

5 運上屋とは何か

- 5.1 アイヌの収入：基本給＋歩合給
- 5.2 「強制・搾取」？
- 5.3 「酷使」の構造

一	穴熊胆	目形一匁二付	同	二百八十文
		但十匁已上八一匁二付二拾文増シ		
一	上野熊胆	目形一匁二付	同	百文
一	中 同	目形一匁二付	同	五拾文
一	下 同	目形一匁二付	同	三十文
一	上穴熊皮	一枚	同	一貫百五十文
一	中 同	一枚	同	八百五拾文
一	下 同	一枚	同	七百文
一	上野熊皮	一枚	同	一貫文
一	中 同	一枚	同	八百文
一	下 同	一枚	同	六百文
一	縞鼠皮	一枚	同	二十八文
一	上獺皮	一枚	同	五百文
一	中 同	一枚	同	四百文
一	下 同	一枚	同	三百文
一	上狐皮	一枚	同	二百文
一	中 同	一枚	同	百五十文
一	下 同	一枚	同	百文
一	貂皮	一枚	同	五十六文
	✂			
土人江諸品売渡直段調				
一	玄米	一升	同	五十六文
一	酒	同	同	二百文
一	麴	同	同	九十文
一	濁酒	同	同	五十六文
一	地廻蓑	一把	同	九十文
一	永代張	一本	同	百文
一	田代	一挺	同	二百五拾文
一	間切	一挺	同	二拾八文
一	土人椀	一ツ	同	三十五文
一	針鉄	百目	同	三百文
一	革縫針	一本	同	八文
一	小針	一本	同	四文
一	火打	一ツ	同	二拾八文
一	鎌	一挺	同	百文
一	蒔絵形付行器	一ツ	同	五貫五百文ヨリ 七貫五百文マデ
一	小田原食籠	同	同	二貫五百文

一	台盃	上	一組	同	貳貫文
		中	同	同	一貫六百文
一	酒桶	大	一ツ	同	一貫八百文
		小	同	同	一貫四百文
一	カモ／＼		一ツ	同	百八十文
一	提子		一ツ	同	百五拾文
一	網糸		一繰	同	四文
一	褐布		一尺	同	四十文
一	上代染		一尺	同	四拾文
一	古手綿入	上	一枚	同	二貫四百文
		中	同	同	二貫文
一	白下帯		一筋	同	二百文
一	長裂織	上	一枚	同	一貫百五拾文
		中	同	同	八百五十文
一	短裂織		一枚	同	六百文
一	鍋		一升焚二付	同	二百五十文
一	半股引		一足	同	六百五十文
一	手掛(拭)		一对	同	二百八十文
	✂				
一	カスベ				
一	鱈				
一	鰯	油			
	✂	粕			
一	昆布				
一	煎海鼠				
一	鹿皮				
					辰ノ年合石千五拾四石八斗二升二合五勺
					巳ノ年合目形三千八百七拾八貫匁
					此石九拾六石九斗五升

運上屋でのアイヌの仕事は、漁撈である。
運上屋は、アイヌに漁撈環境を用意する。
アイヌは漁をし、獲ったもの（生もの）を製品（保存食形態）へ加工する。
そしてこれを運上屋に持っていく。
このときの買入のレートが、上に引用した中の「出産物買入直段」である。

漁は海が比較的穏やかなときでないとは出られない。
「出産物買入直段」の表の中にある漁撈産物以外の品は、漁が無いときの稼ぎとなるものである。

島田元旦 (1799)



漁は気象に左右されるばかりでなく、不漁・凶漁もある。
 そして、体調不良で仕事ができないこともある。
 そこで、基本給というものが必要になる。
 「最低これで過ごせ」という給与である。
 これが、上に引用した中の「土人給料」である。

このように、運上屋でのアイヌの収入は、基本給と歩合給でなっている。

運上屋はまた、アイヌの常時交易所でもある。
 アイヌは狩猟でとったものを製品加工して、運上屋に売ることができる。
 このときの買入のレートが、上に引用した中の「御軽物買入直段」である。

アイヌAから運上屋が買い取った額は、帳簿に記載される。
 これがAの「財布」である。
 Aは、「財布」に入っている額のなかで、運上屋店舗で売っているアイヌ用

生活物品を買うことができる。
 このときの値段が、上に引用した中の「土人江諸品売渡直段」である。

"アイヌ" イデオロギーは、運上屋をアイヌ虐待・酷使・搾取の場として物語る。
 イデオロギーは、「目的達成のためにはどんな手段も許される」を立場にするものであるから、いろいろ卑怯なトリックを使ってくる。
 この度のトリックは、《基本給を全収入に見せかける》である。
 そしてこの額——「土人給料」——を「土人江諸品売渡直段」を比べさせるわけである。

残る「出産物買入直段」「御軽物買入直段」の方は、「搾取」に使う。
 「安く買ったたかかっている」と見せかけるのである。
 前のトリックを小学生レベルとすると、このトリックは中学生レベルといったところで、少し高度である。

価値は、交換で発生する。
 引用した表はサル領のものだが、煎海鼠一ツの価値はサル領では一文である。
 これを本州にもっていくと何倍もの価値になる。
 付加価値を実現しているものは、蝦夷地と本州を行き来する帆船航海の困難・危険と必要経費全体である。
 アイヌが煎海鼠一ツ一文の交換に不満を持たないのは、これが労働の対価であることを承知しているからである。
 「煎海鼠の値段」などというものは考えない。
 実際、値段を言い出せば、海鼠はもともとタダである。

"アイヌ" イデオロギーは、蝦夷相場の労働対価を、本州相場の煎海鼠の値段にすり替える。
 そして「安く買ったたかかっている」と言うわけである。

もっとも、「中学生レベル」とは言ったが、このロジックがわかるためには、やはり経済学——商品論——の素養が一定程度要る。
 「アイヌ学者」が"アイヌ" イデオロギーに簡単にだまされてしまうのは、この素養を欠いていることが直接の理由ということになる。

引用文献

- ・玉蟲左太夫 (1857)：『入北記』
 『入北記——蝦夷地・樺太巡見日誌』，北海道出版企画センター，

- 1992.
- ・島田元旦 (1799)：『蝦夷紀行図 下』
北海道大学 北方資料データベース , ID 0A003110000002000

5.2 「強制・搾取」？

- 5.2.1 囚人労働・タコ部屋労働との違い
- 5.2.2 「強制」のイデオロギー論法
- 5.2.3 「搾取」のイデオロギー論法

5.2.1 囚人労働・タコ部屋労働との違い

囚人労働で、道をつくる。
このときは、たくさん働かせるほど、道を伸ばせる。
タコ部屋労働で、石炭を掘る。
このときは、たくさん働かせるほど、石炭を多く取れる。
こうして、囚人労働・タコ部屋労働は、収量を増やす方法として<酷使>を使えるところとなる。

小作人雇用で、米をつくる。
このときは、小作人を酷使するほど収量が多くなる、とはならない。
田の面積は限られており、一定面積あたりの収量には限度がある。
そして米の成長には一定パターンがあり、これは変えられない。
小作人雇用において収益を増やす方法は、<酷使>ではなく、<小作人から取り立てる量を多くする>である。

運上屋のアイヌ雇用も、<酷使>は用いるところがない。

運上屋に出向いてアイヌがする仕事は、漁撈である。
漁撈の収穫物は、生ものである。
生ものは、直ちに加工しなければならない。

運上屋は、漁と加工の分業は用いない。
漁をした者が加工する者であり、製品にまでする。
そしてこの製品を、運上屋で交易する。
アイヌは貨幣を用いないから、これは加工製品と日用品の物々交換になる。

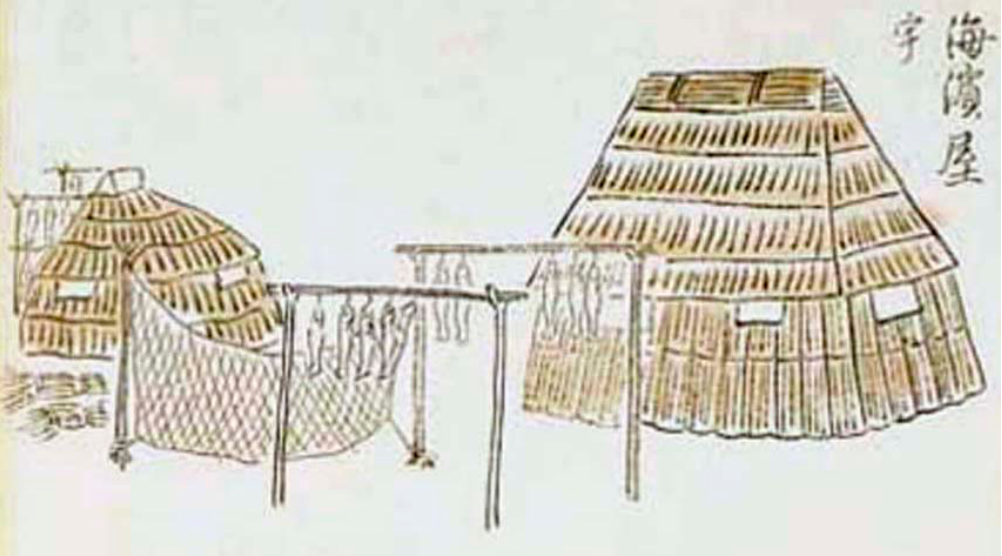
そして、アイヌの労働は、一斉・一律労働とはならない。
個人の能力差が出てくる。
そして、個人により、そのときの交易の必要度が違ってくる。
運上屋が収益を増やす方法は、好成績者にはボーナスを与えるなどの<動機づけ>である。

玉蟲左太夫 (1857) の「サル領出産物買入直段調」に、つぎのようにある：

一 煎海鼠 一ツ 代銭 一文
但一日数二百以上取候者へは酒二合二勺ヅ、手当遣候

運上屋でのアイヌ労働を「使役」と称するむきがあるが、そのなかみは、アイヌが個々に己の裁量で仕事するというものである。
実際、生ものからの製品加工は、自分に都合のよいところでやればよい。
家が近くにある者なら、持ち帰ってそこでやってもよい。
遠くから来た者だと、運上屋のそばに小屋を設けてそこに滞在し、加工作業をその横でやるというふうになる。

島田元旦 (1799)



特に、多く獲ればよいというものではない。
自分が製品加工できる数を越えた分は、ただ腐らせるしかないわけである。

「蟹工船」が<酷使>の舞台になるのは、蟹の捕獲と加工が分業になっているからである。即ち、加工部門が処理できる以上の蟹を漁部門が獲ると、加工部門は酷使状態になる。
一般に、作業部門が処理できる以上の仕事を営業部門が取ってくると、作業部門は酷使状態になる。酷使発生のメカニズムは、部門別——分業——である。

そして、漁撈は天候任せである。
海が荒れると、日和待合になる。
酒盛りして踊りに興じるのも、こんなときである。

要点：＜酷使＞は、これが成り立つための条件というものがある。
運上屋のアイヌには、＜酷使＞の形が立たない。

引用文献

- ・玉蟲左太夫 (1857)：『入北記』
『入北記——蝦夷地・樺太巡見日誌』，北海道出版企画センター，
1992.
- ・島田元旦 (1799)：『蝦夷紀行図 下』
北海道大学 北方資料データベース，ID 0A003110000002000

5.2.2 「強制」のイデオロギー論法

松浦武四郎は、彼の第6回蝦夷地調査のなかで、人別改めもやっている。
その報告書である『戊午東西蝦夷山川地理取調日誌』から、
サル場所近郷のアイヌで、運上屋へ稼ぎに出ている者の数を数えると、つぎのようになる：

門別川筋	：93 人中	30 人	（「茂無辺都誌」）
沙流川筋，河口～額平川分岐点	：693 人中	245 人	（「沙留誌 壺・弍」）
額平川筋	：132 人中	44 人	（「沙留誌 参」）
沙流川筋，額平川分岐点から上流	：132 人中	44 人	（「沙留誌 肆」）
計	：1050 人中	362 人	

そしてその内容は、武四郎の言い方を用いれば
「皆若きものは雇に下られ在、老少のみ残りける」となる。
また武四郎は、この断定を補強する趣きで、働き盛りの年齢ながら雇いに出
ていない者について、その理由を特に付したりしている（「馬鹿」「気拔」「跛」）。

"アイヌ"イデオロギーは、「アイヌ被虐史」がドグマである。
そこで、「和人がやって来る前の北海道」を「楽園」に仕立てねばならない。
つぎのようなくあいに：

知里幸恵 (1923)

その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。
天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、なんという幸福な人だちであったでしょう。

冬の陸には林野をおおう深雪を蹴って、天地を凍らす寒気を物ともせず山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には涼風泳ぐみどりの波、白い鷗の歌を友に木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は軟らかな陽の光を浴びて、永久に囀ずる小鳥と共に歌い暮して路とり逢摘み、紅葉の秋は野分に穂揃うすすきをわけて、宵まで鮭とる篝も消え、谷間に友呼ぶ鹿の音を外に、円かな月に夢を結ぶ、嗚呼なんという楽しい生活でしょう。

したがって、アイヌが運上屋に下るということは、自分の意志でやっている
はずはない、となる。
強制されているのでなければならない——強制連行だ、——となる。

松浦武四郎も、このような考え方をする者である。
そこで、「下^{さげ}られ」という言い回しを使っている。

松浦武四郎が嘆いた状況は、商品経済の必然である。
限界集落，核家族，夫婦共働き・保育所・学童保育，のようになる。
しかし，会社勤めをしている者は，強制連行されたのではない。
自分で選んだのである。

アイヌの運上屋勤めも同じである。
「1050 人中 362 人」の数は，強制連行で成るものではない。
運上屋勤めは，《勤めないか勤めるかが選択肢になったときは，勤めるの方
が選ばれる》といったものなのである。

残された者は，世を恨む。
下った者は，けっこうよろしくやっている。
松浦武四郎は，前者の生態には深く関心を持ったが，後者には関心を持たな
かった者である。
要するに，社会派の正義漢であった。
そして彼のこの面が，"アイヌ"イデオロギーを引きつけてきた。
—— "アイヌ"イデオロギーは，松浦武四郎の『近世蝦夷人物誌』の中の話
の引用，ないしそれを脚色した物語づくりを，常套にしている。

引用文献

- ・松浦武四郎 (1858)：『戊午東西蝦夷山川地理取調日誌』
高倉新一郎 [校訂]，秋葉実 [解説] 『戊午東西蝦夷山川地理取調日
誌 上巻』『中巻』『下巻』，北海道出版企画センター，1985.
「戊午第三十八巻 東部 茂無辺都誌 全」，『中巻』，pp.609-634.
「戊午第三十九巻 東部 沙留誌 壺」，『中巻』，pp.635-667.
「戊午第四十巻 東部 沙留誌 貳」，『中巻』，pp.669-702.
「戊午第四十一巻 東部 沙留誌 参」，『下巻』，pp.11-45.
「戊午第四十二巻 東部 沙留誌 肆」，『下巻』，pp.47-83.
- ・知里幸恵 (1923)：『アイヌ神謡集』「序」
青空文庫

5.2.3 「搾取」のイデオロギー論法

玉蟲左太夫 (1857) より：

安政四年サル場所アイヌからの買上げ・売渡し価格表					
アイヌからの買上げ価格			アイヌへの売渡し価格		
品目	単位	価格 (文)	品目	単位	価格 (文)
煎海鼠	1 ツ	1	玄米	1 升	56
干鱈	1 束	90	清酒	1 升	200
干粕	1 束	150	濁酒	1 升	56
干鮫	1 束	56	麴	1 升	90
魚油	1 升	100	地廻煙草	1 把	90
昆布	1 駄	35	田代 (庖丁)	1 挺	250
椎茸	1 ツ	1	間切 (小刀)	1 挺	28
アツシ	1 反	275	夷椀	1 ツ	35
生楮皮	1 貫目	28	小針	1 本	4
楮縄	1 把	25	火打	1 ツ	28
椀	1 貫目	14	鎌	1 挺	100
鹿皮	大 1 枚	500	行器	1 ツ	5500
上飼鷲尾	1 尻	300			～ 7500
穴熊胆	1 匁	280	中古手綿入	1 枚	200
上獺皮	1 枚	500	半股引	1 足	650
上狐皮	1 枚	200	手拭	1 対	280

"アイヌ"イデオロギーは，「アイヌ被虐史」がドグマである。
そこで，上表は「搾取・虐待」に読まねばならないものとなる。

「アイヌ学者」は，このオリエンテーションに自らを支配させている者たち
である。
かくして，つぎのように読む：

門別町史編さん委員会 (1995), pp.416-418

アイヌからは安く買上げる一方、アイヌへの売渡しにおいては、
例えば清酒 1 本を手に入れるためには
煎海鼠なら 200 個、
干粕だと 27 本 (1.7 束)、
昆布だと 25920 貫＝約 5.8 駄
が必要となり、
男性の会所での 1 日の労賃米は 1 升、56 文であるから、

約 3.6 日分、
これは中程度の古着綿入 1 枚、あるいは白い下帯 1 本でも同じで、
漁場稼ぎだと上男で
4 日半分、すなわち 5 日間
稼がなければならない。

同様に、前記「入北記」で " 永代張 " と記されている
キセル一本にしても、漁場稼ぎでは上男でも
2 日間
の稼ぎでは足りない。

ましてやアイヌにとっての宝器となった " 行器 " は、
安くても干粕で 735 本 (36 束 15 本)、
昆布で 156 駄 3 貫 600 匁で、
会所労働でも
96 日分、
漁場稼ぎでは
122 日分
の稼ぎでも足りない状態で、
高価な商品を買わされているといえよう。

以上のことから、アイヌは日常生活における労働力、それも低賃
金労働力としてのみならず、交易においても場所請負人の独占的な
支配の中で、出産物は安く買上げられ、その反面物資購入において
は高く買わされるといった、二重三重の搾取の中におかれていたと
いってよいであろう。

ここで「学者」たちは、せっせと「日給あたり」計算をやっている。
しかし、アイヌ女性の運上屋労働だと日給制もあるが、漁撈に就くアイヌは
日給制ではない。
獲った生ものを製品加工し、それを運上屋に買い取らせる。
このときの買上げ価格が、最初に示した表のうちの「アイヌからの買上げ価
格」である。

「学者」たちは、買上げ価格表を示しておきながら、この意味をまったく
わかっていない体でとんちんかんな計算をやる。
「学者」とはこんなものかと驚かされるが、実際「学者」とはこの程度のも
のである。
彼らは、「搾取・虐待を示さなくっちゃ！」を構えにしている。
そこで、外しをやってしまうのである。

運上屋でのアイヌの稼ぎがどのようなしくみになっているかを、改めて見てお
く：

串原正峯 (1793), p.491

海鼠引漁は圖のことくなる海鼠引網を夷船に乗せ、海上へ乗出し、
兼て見立置たる海鼠のある所にて此網をおろし、縄の先に圖のこと
くなる木の碇を付置、是を最初の所へおろし、凡百間斗も舟を漕行
て網をおろし、網に付たる縄の端を船の櫓へ結び付、夫より碇の縄
を手にて操り、最初の所へくり寄て網を船の中へ引揚るなり。

能き平合にて當り漁の時は、一網に百二、三十も引揚るなり。
終日引て、壹人にて能漁の節は貳千程も取る事あり。 ……

其日引たる海鼠を 水海鼠と云。未いりこにせず、引上たるまゝなり
船に積たる儘にて運上屋敷の濱邊へ漕来る。 ……

其日の引高に應し
五百以上引たる夷へは酒壹盃づつ、
千以上引たる夷へは貳盃づつ、
右の高引たる夷の腕に矢立の筆にて書記し遣せは、夷會所へ行て腕
をまくり見する故、夫を證據に右のにこり酒褒美に吞する事なり。
是此度出役先の思ひ付にて、はげみの為如し斯せしなり。 ……

扱夷とも改を請て水海鼠を我家々々へ持行、または濱邊にても
直に大鍋に湯を湧し、引揚たる儘にて鍋へ入しばらく煮る。
煮上りて是を引上、長壹尺斗の串を拵、
夫へ十つゝ串柿のごとくに通し、
十本 [10 × 10 = 100] を一連として圍爐裡の上へ釣し、
四、五日も乾し上げ、又は日當りにでも干すなり。

十連にていりこ数千なり [100 × 10 = 1000]。
束となして會所へ持来る。 ……

交易は煎海鼠百に付玄米五盃、但し壹盃は貳合五勺入椀なり。
[煎海鼠百 ~ 玄米 一升貳合五勺]
酒なれば右の椀にて三盃づつ、
[煎海鼠百 ~ 酒 七合五勺]
其外の品と交易なすにも右に准したる價なり。

「能き平合にて當り」「終日引て、壹人にて能漁の節は貳千程も取」った者が、
これをすべて製品加工したときは、
[煎海鼠百 ~ 酒 七合五勺]

の交換だと

$(七合五勺) \times 20 = 15 \text{ 升}$

の酒を得ることになる。

これに対し「学者」計算だと、15 升の酒を得るには

$(3.6 \text{ 日}) \times 15 = 54 \text{ 日}$

働かねばならない。

引用文献

- ・玉蟲左太夫 (1857) : 『入北記』
『入北記 蝦夷地・樺太巡見日誌』, 北海道出版企画センター, 1992.
- ・門別町史編さん委員会 (1995) : 『新門別町史 (上巻)』, 門別町, 1995
- ・串原正峯 (1793) : 『夷諺俗話』
高倉新一郎編 『日本庶民生活史料集成 第4巻 探検・紀行・地誌・北辺篇』, 三一書房, 1969. pp.485-520.

5.3 「酷使」の構造

「アイヌの酷使」のことばを使う者は、運上屋でのアイヌの労働を、囚人労働・タコ部屋労働の類の、強制労働のように思っている。

また、ひとがこのことばを聴けば、やはり強制労働を想うことになる。

「アイヌ学者」も、この類である。

商品経済は、「酷使」を生む。

企業は、分業体制の拡大という形で、大きくなる。

分業化は、収益を増やそうとする部門と作業する部門が別になるところから始まる。

収益を増やそうとする部門は、作業する部門をより多く働かせようとする。

単純には、＜労働時間を増やす＞。

しかしこれには限度というものがある。

そこで、＜労働の密度を高める＞がこれに続く。

＜労働時間を増やす＞と＜労働の密度を高める＞、これが「酷使」の内容である。

商品経済の「酷使」は、「鎖」とか「鞭・棍棒」を使わない。

労働者に＜労働時間を増やす＞＜労働の密度を高める＞を受け容れるよう仕向ける。

その方法は、つぎの二つである：

- 1. 歩合制
- 2. 歩合を下げる

歩合制では、ひとはより多く報酬を得ようとして、より多く働くようになる。

歩合を下げると、ひとはこれまでと同じ報酬を得るために、より多く働くようになる。

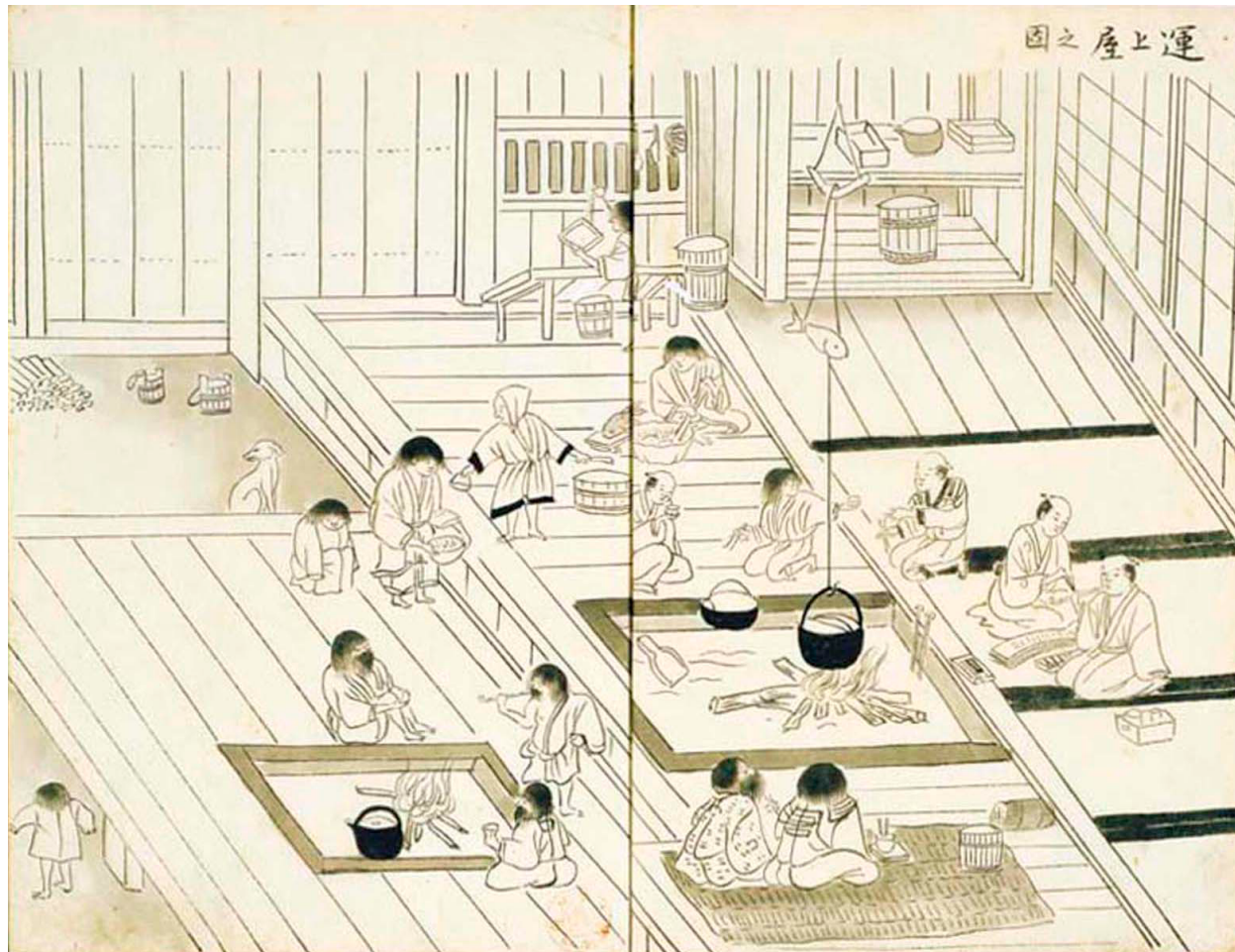
「アイヌの酷使」の内容も、これである。

運上屋の番人がアイヌに対し鎖や鞭・棍棒を使うわけではない。

実際、数人足らずの番人が大人数のアイヌに対し鎖や鞭・棍棒を使えるわけではない。——もし自分の立場を勘違いして鎖や鞭・棍棒を使えば、「クナシリ・メナシ」(1789) のような様になる。

運上屋がアイヌに対して使うものは、「出産物買入直段表」であり、これに尽きる。

島田元旦 (1799)



翻って、運上屋とはアイヌに対し、それほど強い立場にはない。

アイヌの反応を見ながら「出産物買入直段表」を調整する。

運上屋には「土人江諸品」がいろいろ並べているが、これも、アイヌにくより多く働く>を動機づけるためのものである。

念のために——というのも「アイヌ学者」もわかっていなさそうなので——付言しておくが、<交換レートを下げる>は、与えるものをけちっているのではない。

アイヌの<これまでと同じ報酬を得るためにより多く働く>を期しているわけである。

少し下げることが多く得ることになる。

「出産物買入直段表」は、増幅器の機能もっているわけである。

引用文献

・島田元旦 (1799)：『蝦夷紀行図 上』

北海道大学 北方資料データベース, ID 0A003110000001000

おわりに——生態学から

アイヌ学は、生態学である。

「アイヌ」関連で主題化されてくるものを、それぞれ生態学する——これがアイヌ学である。

現前の " アイヌ " イデオロギーや「アイヌ利権」,「先住民族」立法等は、この構えで考えるものである。

これらは、人の生態である。

現前は、成るべくして現前である。

「成るべくして」の意味は、「系の自己組織化ダイナミクスがその都度実現する均衡安定相」である。

イデオロギーが世界を「真偽・善悪」で理解しようとする思考様式であるのに対し、生態学は世界をダイナミクスで理解しようとする思考様式——即ち、科学——である。

例えば、「先住民族」立法。

これは、歴史の改竄である。

しかし、政治のファーストプライオリティは、「事実」ではない。

政治が自分に都合よく歴史をつくるのは、過去のはなしではない。

いまは、「景気」が政府の最重要課題である。

この中に「観光」の位置づけがある。

「北海道観光」では、この浮揚に「アイヌ観光」を考える。

それには、「アイヌ」を十分に格付けする必要がある。

これが「先住民族」を立てる意味である。

「先住民族」は、考古学者にもフリーパスである。

学者のダブルスタンダード、複数スタンダードも、なんら不思議ではない。

ひとのファーストプライオリティは、処世である。

「先住民族」立法は、以上のように生態学する主題である。

「先住民族」立法の歴史改竄は、処世を損なわずにこれを論じられる時代になって、論じられることになる。

それはまだ先のことである。

ひとは、自分の生きているうちにはっきりした形を見たがるものであるが、これは間違いである。

6 閉じ

おわりに——生態学から

生態学の要諦は、「達観」である。

この生態学は、人物を多様に登場させることになる。
未熟な者は、支持すべき者・批判すべき者を定める。
これはイデオロギーの思考様式である。
アイヌ学は、科学である。
歴史の中の登場人物は、つぎのように捉えるものである：

《その時代が生み出すいろいろな役のうちから
そうとは知らずに、一つを選ばされ演じている》

この『アイヌ学入門』にしても、＜役を一つを選ばされ演じている＞として、
これを作っているわけである。
この＜役＞は、＜この時代がどのような時代であるかを、文字をもって伝える＞である。
想定する読者には、後世の者が含まれている。

産経新聞, 2019-02-16

アイヌ支援法案を閣議決定 「先住民族」と明記

政府は15日、アイヌ民族を支援する新法案を閣議決定した。アイヌ民族の地位向上などを目指して「先住民族」と初めて明記し、アイヌ文化の維持・振興のための**交付金制度創設**を盛り込んだ。来年の**東京五輪・パラリンピック**に向けて民族の共生を世界にアピールする狙いもあり、今国会に提出し、会期中の成立を目指す。

法案は、アイヌの人々が誇りを持って生活する環境の整備が目的。菅義偉官房長官は15日午前の記者会見で「アイヌの方々が民族としての名誉と尊厳を保持し次世代に継承していくことは、多様な価値観を共生し活力ある共生社会を実現するために必要だ」と意義を強調した。

法案では条文に「先住民族であるアイヌの人々」と明記した。差別や権利の侵害を禁止し、民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指す考えだ。アイヌ民族に関しては平成9年施行のアイヌ文化振興法があるが、先住民族との記載は見送られていた。

交付金は、アイヌ文化の継承や振興を目的として**市町村が実施する事業に政府が支給**する。菅氏は「**新たな交付金制度を創設**し、旧来の福祉政策や文化振興に加え、**地域振興や産業、観光の振興**を含

む多岐にわたる施策を進める」と説明した。

アイヌ民族をめぐっては20年、衆参両院が先住民族認定を政府に求める
国会決議を採択。政府は来年4月、北海道白老（しらおい）町にアイヌ文化を体感できる「民族共生象徴空間」を開設する予定で、アイヌ文化の振興を進めるが、先住民族への配慮を求める声は国際的にも高まっており、新たな支援措置が必要と判断した。

註：本論考は, つぎのサイトで継続される (この進行に応じて本書を適宜更新する) :

<http://m-ac.jp/ainu/introduction/>

宮 下 英 明 (みやした ひであき)

1949 年, 北海道生まれ。東京教育大学理学部数学科卒業。筑波大学博士課程数学研究科単位取得満期退学。理学修士。金沢大学教育学部助教授を経て北海道教育大学教育学部教授 (数学教育専門), 2015 年退職。

アイヌ学入門

2019-02-19 アップロード (サーバー : m-ac.jp)

著者・サーバ運営者 宮下英明

サーバ m-ac.jp

<http://m-ac.jp/>
m@m-ac.jp

